

「KUIS 卒業生交流会支援制度」のご案内とご利用について

下記事項を良くお読みになり、支援申請フォームより申請を行なってください。

第1条（目的）

神田外語大学卒業生の交流・親睦を深めると同時に卒業生の神田外語大学同窓会への活動への積極的な参加を促進するために本支援制度を行うものとする。

第2条（『KUIS 卒業生交流会』の定義）

『KUIS 卒業生交流会』とは学科・部活動・同好会・愛好会・ゼミの卒業生の集まり、教員などを囲む会をいう。

（支援制度の対象）第3条

『KUIS 卒業生交流会』の支援対象者は以下のものとする。

神田外語大学外国語学部の卒業生

神田外語大学の専任教職員（既に退職した専任教職員も含む）

ただし同一年度内の助成は、卒業生1名ごとに一度限りとする。

また申請者代表は神田外語大学同窓会終身会費納入者であること。

第4条（助成金額）

本支援制度の助成金額については以下の通り定める。なお、5名以上の集まりに対して助成を行う。

卒業生1名当たり1,000円

第5条（申請手続き）

本支援制度の申請については以下の通り定める。

開催の2週間前までに『KUIS 卒業生交流会』支援申請）を神田外語大学同窓会宛に行う。その後、神田外語大学同窓会より申請書を受領した」旨連絡する。

開催後2週間以内に『KUIS 卒業生交流会』報告書提出を神田外語大学同窓会宛に行う。

第6条（留意事項）

申請に当たっての留意事項は以下の通りとする。

神田外語大学同窓会報において全体写真の掲載を行うことに同意いただくことを助成の条件とする。その際、申請時に記載された会の名称を正式な名称とする。

報告書提出時に同時に参加者全体が写った写真を提出してもらい、写真に写った人数と名簿を参考に助成金を算定する。

代表者による『アンケート用紙』必須項目は、必ず記入いただくことを助成の条件とする。

連絡はメールで行う。従って申請者はメールアドレスの誤記入などに注意すること。期限内に書類の提出等がない場合は支援が出来ない場合もある。

会の開催にあたっては取材等のため同窓会役員が参加する場合がある。

第7条（助成金の支給）

助成金の支給は、報告書受領後に審査を行い、受領から1ヶ月以内に、申請代表者が指定する金融機関口座への振込によって行う。

以上